

こ成総第3号
こ支総第8号
令和6年1月25日
一部改正 こ成総第82号
こ支総第82号
令和6年7月23日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長
児童相談所設置市市長

こども家庭庁成育局長
支援局長
(公 印 省 略)

保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業の実施について

標記については、今般、別紙のとおり「保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業実施要綱」を定め、令和5年11月29日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内の市町村（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）の長への周知につきご配慮願いたい。

また、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

別紙

保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業実施要綱

1 事業の目的

パーテーション、簡易扉、簡易更衣室等の設置によるこどものプライバシー保護や保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる支援内容（保育の実践記録等）の記録などを行う設備等支援を通じ、性被害防止対策を行うことを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。以下、「都道府県等」という。）又は市町村が認めた者とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

3 対象施設等

- (1) 保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設（以下、「保育所等」という。）
- (2) 放課後児童健全育成事業所、利用者支援事業所、延長保育事業所、子育て短期支援事業所、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、病児保育事業所、子育て援助活動支援事業所（ファミリー・サポート・センター）、児童厚生施設、市区町村子ども家庭総合支援拠点、こどもの居場所支援臨時特例事業所（児童育成支援拠点事業所）、保護者支援臨時特例事業所（親子関係形成支援事業所）（以下、「地域子ども・子育て支援事業所等」という。）
- (3) 児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、児童家庭支援センター、里親支援センター、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所（ファミリーホーム）、妊産婦等生活援助事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、児童相談所一時保護所（一時保護委託施設を含む）、障害児入所施設、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所（以下、「児童養護施設等」という。）

4 事業の内容

3に定める対象施設等において性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新を行う事業

5 対象事業の制限

次に掲げる事業については、対象としないものとする。

- (1) 国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる事業
- (2) 施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。）
- (3) 既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕を目的とする事業

6 留意事項

- ・対象施設が設備の購入や更新を行う場合は、入札の実施や複数業者から見積書を取得する等により適正価格での購入等を行うこと。
- ・カメラ設置の可否については、保護者や子ども等の状況や対象施設等の状況等を踏まえて各対象施設等において判断すること。

- ・カメラの設置については、必要に応じて、関係者等に事前に周知することとし、カメラの設置趣旨・目的等について十分に説明するほか、映像の保管・管理体制の整備を行うことが望ましい。

- ・カメラにより特定の個人を識別することができる映像又は画像（以下、「映像等」という。）を取得する場合、当該映像等は「個人情報保護法」（平成15年法律第57号）第2条に規定する「個人情報」に該当するため、同法の規定を遵守すること。

また、こどもや来訪者等が防犯のためにカメラにより撮影されていることを容易に認識できる状態で設置するとともに、カメラが作動中であることや、撮影した映像等を警察等に提供する場合があることを設置場所等に掲示すること。

7 費用

事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。